

「北陸近代化」路線の地域類型的把握 —福井県下の動向を中心に—

三 上 一 夫

Studies on Modernization of Hokuriku District from the View Point of Regional Types —Especially in Fukui Prefecture—

Kazuo MIKAMI

In order to clarify the historical character of Hokuriku District facing the Sea of Japan, this research aims to analyze the particularity of “Middle Type” areas seen in farm-economic conditions at the period from the last days of Tokugawa shōgunate to Shōwa pre-war times in Fukui prefecture, in comparison with trends of the other areas, such as “Tōhoku Type” and “Kinki Type”.

1. 課 題

わが国の近世から近代への歴史過程をめぐり、近年來さまざま地域類型論が提唱されている¹⁾。その主なものは表-1のとおりであるが、各所説に共通するところは、農村における商品生産の進展度の差異や、商品経済化の深浅と剰余の有無等に基づく分類を試みている。

筆者は、全国を農村経済の進展度のうえで、後進的な「東北型」と先進的な「近畿型」、それに双方の間に位置づけられる「中間型」の3類型を設定したいが、日本海地域のなかでも特に、富山・石川・福井3県の北陸地方につき、その「中間型」地域としての歴史的性格を、「日本の近代化」路線のなかで正当に評価すべき必要性が痛感される。

そこで本稿では、まず福井県下若越地方の幕末維新期から明治初期における「中間型」地域としての特質に照明を当て、ついで明治後期の地主制確立および大正後期の地主制後退期、さらに昭和初期の「昭和恐慌」時ならびにその後の農民諸階層の動向に視点をすえることにより、「北陸近代化」路線の歴史的性格の一端を明らかにしたい。

表-1 地域類型論一覽

No.	立論者名	地域類型	備考
1	戸谷敏之	東北日本型 ○西南日本型 ○阿波型 ○摂津型	『近世農業経営史論』(日本評論社, 昭24)
2	藤田五郎	後進地帯 ○中間地帯 先進地帯	『封建社会の展開過程』(有斐閣, 昭27)
3	堀江英一	東北地方 ○中央地帯 ○北部(絹業) 南部(綿業) 西南地方	「封建社会における資本の存在形態」 〔『社会構成史体系』(3)昭24〕
4	古島敏雄	○東山養蚕地帯 摂津地帯	『近世における商業的農業の展開』 (日本評論社, 昭25)
5	中村政則	東北型 ○養蚕型 近畿型	『近代日本地主制史研究』 (東京大学出版会, 昭54)

注：○印地帯(型)に北陸地方は包摂される。

2. 幕末維新时期・明治初期の地域的特質

近世後期の若越地方は、畿内・東海・瀬戸内などの高度に商品経済化した先進的な農村地域(「近畿型」)や、東北諸藩のように商品経済化の全く未熟で後進的な農村地域(「東北型」)とは異なり、むしろ総体的には関東・東山・山陰などの農業生産力の一般的低水準のもとで、商品経済が自給の主穀生産の補足＝副業として成立する農村地域(「中間型」)によく類似するものと考えたい。

実は越前地方では特に福井藩領内で、養蚕や生糸生産が中下層農の副業的生産として、広汎な展開がみられる。そこで養蚕・製糸業は、早期に萌芽的利潤の形成がみられる「近畿型」地域の綿織物生産とは異なり、相対的に生産力の低位な関東・東山などの「中間型」地域に展開する一般的傾向があり、麻織物生産の場合と同じく、概して問屋制に強く支配される情勢下で、藩権力による“上から”の国産奨励、保護助成策を必要としたのである。²⁾

このことが幕末における福井藩の藩政改革の段階で、開明的な重商主義論策つまり「民富論」的富国策の推進を可能にしたとみてよい。

その点、「東北型」地域の諸藩における領主経済の商品経済化が、たちおくれた農民的商品経済の展開をいよいよ圧殺したのとは全く性格を異にするし、また「近畿型」地域で、農民的商品経済の著しい「ブルジョア的発展」のため、この種商品生産の成果の領主的掌握ないし収奪をはなはだ困難にした事情とも異なることに注目したいのである。

したがって明治維新の創出過程で重要な歴史的役割を果たす諸雄藩が、倒幕派・公武合体(公議政体)派の両派を含めて、概して先進的な「近畿型」地域や後進的な「東北型」地域からでは

なく、農民的商品経済の成果を“上から”強力に掌握・吸収し得る「中間型」地域から現われたという事実の究明は、いわゆる「プロシア型」の近代化路線の歴史的な性格を把握するうえでも、³⁾きわめて重要な研究視角と考えられる。

そこで幕末維新期の全国的産業発展の具体的な動向を把握するには、「明治7年府県物産表」⁴⁾が明治初年のわが国経済発展の起点となる時期であり、また伝統的産業の幕末期に直接引き続く状態を示す最後の時期を対象とするだけに、きわめて貴重な資料であり、すでに諸先学により精密な分析が試みられている。

表-2は、古島敏雄教授が「工産物比率」30%以上の諸府県を選び、それらの諸府県の工業人口比率、有業人口1人当たりの生産価額、工産物の種類別の比重などを列記したものである。⁵⁾61府県中「工産物比率」が40%以上5県、30%台13県となるが、これら平均以上の「工産物比率」をもつ諸県を、ほぼ当時の段階での工業県とみなすことができる。

敦賀県は32.2%と、全国第13位にランクされることから、明治初年の若越地方の産業発展の水準が、全国府県のなかでも割と上位の方に位置づけられるとみてよい。こうした動向は、逆に幕末維新期の産業発展の一応の到達度を示すものといえる。

また山口和雄教授は、府県別に農村の商品生産の進展度について考察する。⁶⁾主要な商業的農作物および農村工業品として、繭・生糸・綿・綿糸・麻・織物・藍・菜種・油・蠟・煙草・茶・酒・醤油・砂糖・紙・畳類の17品目を選び、その合計生産額を各地区および各府県ごとに算出する。そしてこの17品目の生産額が多額な地区および府県ほど農村の商品生産の進展度が高いと判断する。

そこで筆者は、表-3のとおり3類型の地域別に、それぞれ6県を選びそれらの1県平均額についてみると、「東北型」地域が最も低く643,580円、ついで「中間型」地域の1,712,524円、「近畿型」が最も高く2,446,148円となる。したがって新川・石川・敦賀の北陸3県は、商品生産化の進展度において、「中間型」地域に位置づけられることを、はっきりみてとることができる。

3. 地主制確立期の動向

通常小作地率の進展度が、地主制展開の一応のバロメーターとなるが、表-4は明治16・17年、20年、25年、36年、41年の府県別小作地率と、()内の明治16・17年の小作地率を指数100として、各年次の増減を府県別、さらに地域類型別に示したものである。

まず「近畿型」の諸府県は、明治20～25年代でいち早く40%台となり、地主制の確立を明示する。つぎに「中間型」諸県では、36年でほとんどが40%台となり、さらに「東北型」諸県では、41年の段階で大半が40%台となっており、⁷⁾地主制が確立することが分かる。このさい北陸3県では、20年で富山県が59.6%、石川県40.5%、福井県40.3%となり、「中間型」諸県のなかでは「近畿型」に最もよく類似し、割と早期に地主制が広汎に展開することをみてとることができる。なお図-1は、縦軸に16・17年小作地率を、横軸に41年小作地率をとり、双方を対比したものである。16・17年の段階で小作地率の低い「東北型」諸県では、41年に至る間に他の2類型に比べとりわけ

表一2 主要工業府県の工業の内容調 (明治7年)

	総生産価額 (単位千円)	総生産額に 対する工業 物比率	総有業人口 に対する工 業有業人口 比率	総有業人口 1人当り総 生産価額	農業有業人 口1人当り 農林漁業生 産物価額	工業物 (小分類)				生産価額比率			
						第1位生産物名	第2位生産物名	第3位生産物名	第4位生産物名	第1位生産物名	第2位生産物名	第3位生産物名	第4位生産物名
大 阪	9,464.9	65.4	11.0	40.6	43.7	食品 7.8	織物 7.5	陶器 7.5	器械 6.2	織物 15.2	織物 13.0	醸造 5.4	手間物 2.5
京 都	15,895.0	53.5	10.4	51.7	32.8	醸造 34.1	食品 5.8	樋樽 5.6	油 1.3	醸造 6.3	化粧具 5.7	醸造 4.7	指物 3.4
兵 庫	3,731.1	53.1	4.8	29.0	19.4	織物 24.9	醸造 11.7	油 1.6	糸 1.4	織物 17.7	醸造 8.3	繩類 3.0	油 1.7
東 京	4,115.0	48.6	14.2	12.9	44.0 (31.8)	食品 17.7	醸造 8.3	繩類 3.0	油 1.7	醸造 12.0	漆器 4.2	油 2.7	織物 2.3
栃 木	7,633.0	43.1	5.4	22.5	14.0	織物 11.9	醸造 11.4	木綿糸 2.5	油 2.1	醸造 9.7	生糸 8.0	織物 7.0	紙類 1.7
相 川	709.4	37.3	1.6	9.4	8.6	醸造 8.1	織物 5.6	食品 3.6	油 1.4	醸造 8.1	織物 5.6	生糸 4.3	藤竹葎類 1.6
若 松	2,394.0	36.3	6.1	16.3	12.3	食品 13.3	醸造 7.8	生糸 3.8	食品 3.0	醸造 10.6	織物 5.1	紙類 3.6	食品 3.0
埼 玉	5,426.0	35.7	3.2	19.1	14.6	醸造 6.7	金屬加工 4.3	織物 3.6	油 2.1	醸造 8.4	生糸 7.1	食品 5.1	織物 4.3
筑 摩	6,568.8	35.2	3.0	17.5	12.7	醸造 8.4	生糸 7.1	食品 5.1	織物 4.3	紙類 9.4	醸造 6.5	蠟類 1.4	織物 0.8
広 島	8,085.8	33.5	4.2	13.0	11.1	醸造 15.0	織物 5.4	油 1.5	食品 1.4	醸造 10.1	生糸 6.2	織物 5.9	油 1.6
水 沢	4,311.5	32.9	2.5	15.7	11.5	醸造 10.1	生糸 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 10.1	生糸 6.2	織物 5.9	油 1.6
愛 媛	7,105.9	32.4	2.4	19.3	17.8	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1
敦 賀	7,466.0	32.2	5.8	25.5	26.7	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1
置 賜	2,225.4	32.0	3.2	30.1	25.0	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1
浜 田	2,509.9	30.7	4.0	14.2	12.4	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1
愛 知	15,378.8	30.6	4.6	20.4	16.2	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1
山 梨	5,069.1	30.5	2.8	21.8	17.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1
石 川	6,665.8	30.2	4.3	15.2	15.4	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1	醸造 8.3	織物 3.9	食品 3.8	織物 2.1

注：古島敏雄『明治初期産業発展の一面断片—「明治7年府県物産表」による検討—』(『土地制度史学』(9)、昭和35年)により作成。

(拙著『公式合論の研究』(御茶の水書房、昭和54年)137ページ、所収)

表-3 府県別17品目合計
生産額調(明治7年)

地域	府県名	生産総額
東 北 型	青 森	432,654 ^門
	岩 手	433,934
	宮 城	657,052
	秋 田	853,401
	山 形	438,832
	福 島	1,045,610
	一県平均	643,580 ^門
	中 間 型	長 野
岐 阜		1,972,589
埼 玉		1,862,408
新 川		1,676,325
石 川		1,300,647
敦 賀		1,788,331
一県平均		1,712,524 ^門
近 畿 型	京 都	5,250,087
	大 阪	2,593,528
	堺	1,835,058
	兵 庫	1,798,981
	奈 良	1,953,514
	和 歌 山	1,245,724
	一県平均	2,446,148 ^門

注：1) 山口和雄『増補明治前期経
済の分析』(東京大学出版会、
昭和52年)第83表により作成。
2) 17品目は、繭・生糸・綿・
綿糸・麻・織物・藍・菜種・油
・蠟・煙草・茶・酒・醤油・砂
糖・紙・畳藁

表-4 明治期の府県別小作地率の推移調

地域	県 名	16・17年	20年	25年	36年	41年
東 北 型	①青 森	25.6 (100)	30.4 (118.9)	35.0 (136.9)	35.3 (138.0)	42.4 (165.8)
	②岩 手	18.4 (100)	25.9 (140.6)	24.3 (131.9)	28.2 (153.1)	33.9 (184.1)
	③宮 城	23.2 (100)	29.8 (128.4)	32.3 (139.2)	38.3 (165.1)	44.2 (190.5)
	④秋 田	△38.0 (100)	42.7 (112.3)	46.5 (122.3)	48.7 (128.0)	50.7 (133.3)
	⑤山 形	△36.3 (100)	35.5 (97.6)	37.5 (103.1)	41.4 (113.0)	44.0 (121.0)
	⑥福 島	14.0 (100)	17.8 (127.1)	21.7 (154.9)	27.1 (193.5)	31.0 (221.3)
	⑦新 潟	47.7 (100)	51.6 (108.4)	51.5 (108.2)	50.7 (106.5)	52.6 (110.5)
中 間 型	⑧長 野	32.6 (100)	37.0 (113.6)	36.0 (110.5)	43.4 (133.2)	43.3 (132.9)
	⑨群 馬	△27.4 (100)	28.3 (103.3)	37.6 (137.2)	39.7 (144.9)	40.6 (148.2)
	⑩岐 阜	△37.4 (100)	41.1 (109.7)	47.0 (125.5)	45.6 (121.8)	47.4 (126.6)
	⑪埼 玉	42.9 (100)	34.9 (81.3)	38.4 (89.5)	43.0 (100.2)	43.7 (101.8)
	⑫富 山	51.1 (100)	59.6 (116.8)	57.9 (113.5)	55.8 (109.4)	54.3 (106.4)
	⑬石 川		40.5	38.2	36.2	39.4
	⑭福 井	37.0 (100)	40.3 (108.8)	42.0 (113.4)	44.1 (119.1)	44.8 (121.0)
近 畿 型	⑮京 都	37.9 (100)	40.5 (106.9)	40.2 (106.1)	41.9 (110.6)	42.0 (110.9)
	⑯大 阪	44.0 (100)	56.1 (127.3)	57.2 (129.8)	63.5 (144.1)	61.7 (140.1)
	⑰兵 庫	44.5 (100)	48.3 (108.7)	46.1 (103.7)	49.9 (112.3)	52.5 (118.1)
	⑱奈 良	32.2 (100)	44.7 (139.0)	40.3 (125.3)	45.5 (141.5)	46.6 (144.9)
	⑲和歌山	34.3 (100)	45.8 (133.7)	46.8 (136.7)	44.0 (128.5)	42.0 (122.6)
	⑳岡 山	△39.2 (100)	45.0 (114.8)	46.0 (117.3)	50.4 (128.5)	49.7 (126.7)
	㉑香 川		63.3	69.1	65.1	

注：1) 安良城盛昭「地主制の展開」(岩波講座『日本歴史』16)第2・14表
により作成。
2) 明治16・17年のうち△は17年
3) ()内は指数。

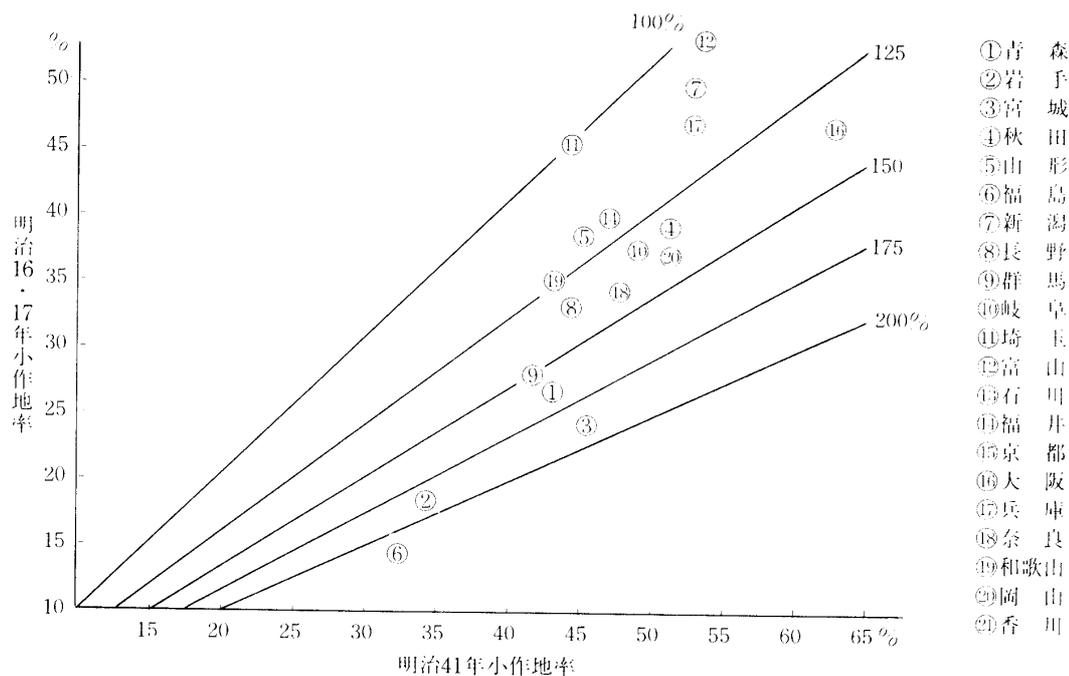


図-1 府県別小作地率の対比図(明治期)

注：表-4により作成。

大幅に増大する。これに対して北陸3県は、きわめて伸び率の低い府県のなかに入ることが分かる。

つぎに表-5-2は、農家経営規模別による階層区分の構成比(明治21年)を、府県および地域類型別に表示したもので、1町5反以上の経営と8反未満の零細経営が全経営に占める比率は、府県の間でかなりの相違がみられる。これをさらに類型別にみると、1.5町以上では、「東北型」において25%(新潟)~35%(青森)を占めるのが、「中間型」になると、岐阜(6%)・福井(9%)両県をのぞき10%台となる。ところが「近畿型」になると奈良県(22%)をのぞきすべて6~8%と最も低い比率をみせる。

いっぽう0.8町未満では、「東北型」で新潟(34%)・青森(37%)両県をのぞきすべて40%台であるのに対して、「中間型」では50%~60%台となり、さらに「近畿型」になると、奈良県(44%)をのぞき60%~70%台に一段と上昇する。このさい福井県は、「中間型」諸県のなかで、1.5町以上の経営規模の比率が、最も低い岐阜県の6%について9%で、また0.8町未満では、最も高い岐阜県の69%について60%の比率を占めることが分かる。

図-2は、横軸に0.8町未満経営の比率を、縦軸に1.5町以上経営の比率をとり、各府県の農家経営規模別の構成比を示したものである。まず「東北型」の7県は、1.5町以上経営が25%以上、0.8町未満経営が全農家の44%以下ということで、Aグループにまとまって位置づけられる。また、B・C両グループには少々のはらつきはあるが、概してそれぞれ「中間型」・「近畿型」の諸府県を包摂する。そして特に福井県は、ほぼB・C両グループの接点に位置するのが注目をひく。

そこで一般に土地所有者〈地主〉が農業経営より遊離して、貸付地の小作料収入のみに依存し

て生活し得るためには、ほぼ10町歩以上の土地所有が必要とされ、10町歩以上地主の全土地所有者に対する比率の高低は、地主制展開の度合いを端的に表現するとみてよい。表-5-1は、10町歩以上地主の府県・地域類型別比率調(明治21年)⁸⁾で、「近畿型」府県はすべて1%以下であるのに対し、「東北型」・「中間型」諸県では1%以上を占めるものかなりみられ、特に「東北型」において目立つ。北陸3県では、富山(1.64%)・石川(0.54%)・福井(0.40%)の順となり、とりわけ福井県は「中間型」諸県のうち最も低く、全国的にもはなはだ低率な諸県のなかに数えられる。

以上のとおり、「中間型」地域のなかでも北陸3県の小作地率は、明治20~30年代にかけて割と早期に進展し地主制が確立するが、地主層の土地集積の規模は、富山県をのぞき石川・福井両県

表-5-1 10町歩以上地主の比率調(明治21年)

表-5-2 農家経営規模別の構成比調(同年)

地域	県名	10町歩以上地主の比率(%)	農家経営規模別の構成比			
			1.5町以上	0.8以上	0.8未満	%
東 北 型	①青森	1.44	35	28	37	100
	②岩手	0.99	27	33	40	100
	③宮城	1.15	28	30	42	100
	④秋田	3.84	27	33	40	100
	⑤山形	1.25	26	30	44	100
	⑥福島	0.36	29	31	40	100
	⑦新潟	1.70	25	41	34	100
中 間 型	⑧長野	0.66	11	30	59	100
	⑨群馬	0.43	17	32	51	100
	⑩岐阜	1.32	6	25	69	100
	⑪埼玉	1.97	18	29	53	100
	⑫富山	1.64	13	28	59	100
	⑬石川	0.54	16	26	58	100
	⑭福井	0.40	9	31	60	100
近 畿 型	⑮京都	0.31	6	26	68	100
	⑯大阪	0.97	8	31	61	100
	⑰兵庫	0.44	6	21	73	100
	⑱奈良	0.76	22	34	44	100
	⑲和歌山					
	⑳岡山	0.36	8	26	66	100
	㉑香川					

注：農商務省『農事調査表』による。

とも全国的にみて至って小さな方で、大地主のきわめて少い地域性をみてとることができる。

なお明治後期の資本主義確立期における地主制の構造として、高率小作料と低賃金との相互規定関係のみられるなかで、福井・石川両県の輸出羽二重生産の急速な発展が、地主層のうちでも主として中小地主によって担われたことに着目せねばならない。この点、東北・関東の機業県の場合、福井・石川両県とは異なり、農村部の広汎な中小地主層の積極的な機業進出がなされないところに、羽二重生産の停滞、低減をもたらす要因があると考えられる。⁹¹

またとりわけ福井県では、問屋制賃織業等の前近代的な生産関係に左程拘束されない中小地

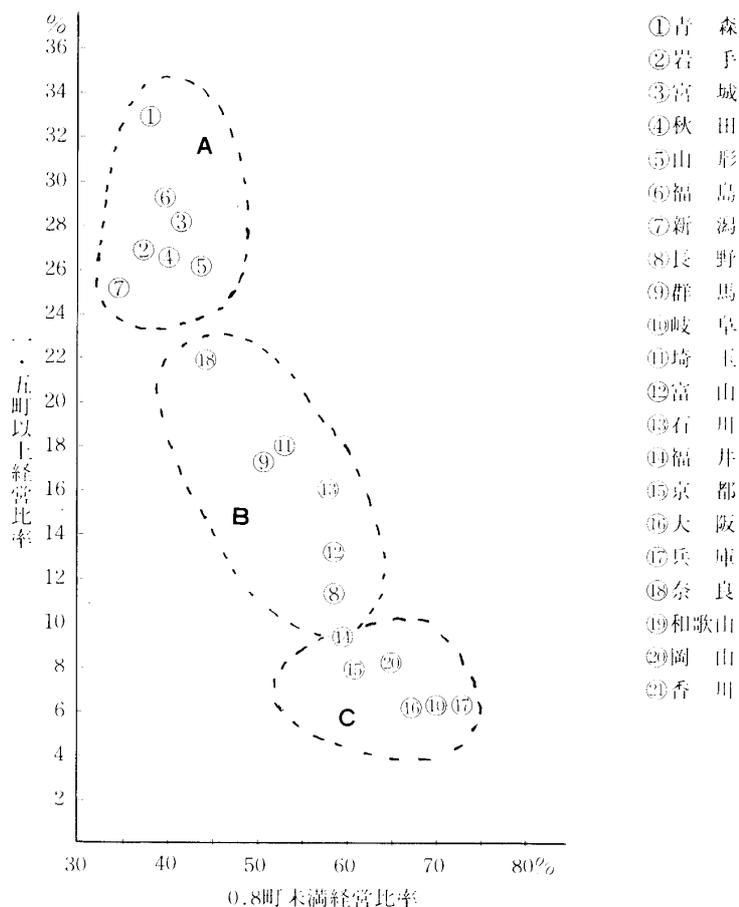
主層が、競って「工場」制機業への発展的生産形態に取り組んだことにも大いに注目したいところである。¹⁰¹

4. 地主制後退期の性格

大正期における日本資本主義の独占段階への移行にともない、地主制の構成的比重が漸減する。それとともに地主制の基本である地主・小作関係が動揺し変化することに着目せねばならない。

とりわけ大正後期の1920年代前半に全国的な地主制後退の動向が表出するが、その第一の指標として表-6にみるとおり、小作地率の推移は、大正9年(1920)~12年(1923)が46.3~46.5%で、この時期でほぼピークに達することが分かる。

また50町歩以上の大地主戸数(注：北海道をのぞく)のピークは、大正8年(1919)の2,451戸で、いっぽう農民運動の小作争議件数は、9年の408件から翌10年の1,680件へと、4.1倍という大幅な急増ぶりをみせる。そのため9年前後が、地主制展開過程のうえで大きな変換の時期となるが、実はこの時点で、第1次大戦後の「戦後恐慌」(1920年恐慌)がはじまり、日本経済はいよいよ本格的な独占資本主義確立の画期を迎えるわけである。



図一 2 農家経営規模の府県別区分図
注：表-5-2により作成。

表-6 地主制後退の指標(全国)

年次	小作地率	50町歩以上地主戸数	小作争議件数
大正6 (1917)	46.2	2,364	85
7 (1918)	46.1	2,428	256
8 (1919)	46.0	2,451	328
9 (1920)	46.3	2,435	408
10 (1921)	46.3	2,396	1,680
11 (1922)	46.4	2,354	1,578
12 (1923)	46.5	2,305	1,917
13 (1924)	45.9	2,333	1,532
14 (1925)	45.8	2,249	1,701
昭和1 (1926)	45.8	2,195	2,751
2 (1927)	45.8	2,173	1,665

注：中村政則『近代日本地主制史研究』(東京大学出版会
昭和54年)第25表による。

そこで福井県下の小作地率の推移状況をみると、大正中期の6年(1917)より48%を上回わり、11年(1922)の48.7%がピークとなる。また小作争議の発生状況は、表-7のとおり9年の3件より翌10年には27件と急増する。この点、地域的に時期的なずれがみられ、先進的な「近畿型」の諸府県では、概して9年から10年への急増が目立ち、後進的な「東北型」諸県では、大正期よりむしろ昭和期に入って本格的な農民運動が生起する。なお1920年代に入り、北陸3県のなかで福井県の件数の急増・多発する¹¹⁾のが特に注目をひく。

こうした農民運動の要因が、「地主的土地所有」と農民的小商品生産との間の矛盾・対抗関係によるだけに、農民運動の高揚がますます地主制を後退させる。そのさい小作争議の主導的役割を担うのが、福井県下でも耕地規模1~1.5町程度の自小作・小作上層で、争議を通じて次第に小作料減免等の諸要求を貫徹することにより、大正後期から昭和初期にかけて村落内での発言力を強め、中層農的存在に成長することとなる。

因みにこの時期での小作料の減額も、地域的なかなりの格差がみられる。表-8は大正10年と14年の比較であるが、最も先進的な本州西区(「近畿型」)の減額が著しく、ついで関東区・本州中区(「中間型」)で、本州北区(「東北型」)は、逆にわずかながら増額するのが注目される。

そこで福井県の場合、大正後期になると、地主側として小作料収入の減退が目立ち、その不足分を自作米の増収でできるだけカバーしようとする¹²⁾ことは、県下各地の地主経営の実態から判明する。このように地主制がようやく後退過程に入った時期における地主・小作関係のさまざまな動向は、大正10年の農商務省農務局の行った「小作慣行調査」により、明りょうにうかがわれる。

「福井県小作慣行調査書」¹³⁾の第3「小作料」の項目では、金納の傾向がふえてきたことと、「低落

表-7 小作争議年次別件数調(大正6~13年)

地域類型	府 県	大正6年 (1917)	7年 (1918)	8年 (1919)	9年 (1920)	10年 (1921)	11年 (1922)	12年 (1923)	13年 (1924)	計
東 北 型	秋 田	—	—	—	—	—	2	10	13	25
	青 森	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	岩 手	—	—	—	—	—	1	—	—	1
	宮 城	—	1	—	—	—	1	1	2	5
中 間 型	長 野	—	—	1	6	4	15	13	22	61
	富 山	2	2	—	3	4	2	13	8	34
	石 川	1	—	2	5	2	5	7	13	35
	福 井	2	2	2	3	27	26	31	17	110
近 畿 型	岡 山	—	36	11	22	22	100	33	18	294
	兵 庫	3	8	73	67	413	335	472	263	1,634
	大 阪	1	3	9	47	242	111	306	348	1,067
	和歌山	1	5	1	1	101	66	47	18	240

注：農林省農務局調『農政調査会文書』(農林水産省農業総合研究所蔵)により作成。

表-8 地域別の小作料の動向(大正10~14年) (単位：反当石)

地 域	大正10年(1921)	大正14年(1925)	増 減
本州北区 (「東北型」)	1.01	1.03	+ 2.0%
関東区 本州中区 (「中間型」)	1.10 1.18	1.01 1.07	- 8.2 - 8.5
本州西区 (「近畿型」)	1.36	1.19	-12.5
九州区	1.22	1.13	- 7.4
全 国	1.12	1.07	- 4.5

注：1) 飯沼二郎『思想としての農業問題』(農山漁村文化協会, 昭和56年) P113.(表12)により作成。

2) 「地域」欄の()内は筆者による。

ノ趨勢ニアリ」〔引用文中の傍点は筆者による。以下同じ。〕と述べ、いずれも小作農に有利な条件を伝える。その点、小作農にとり自小作農に上昇する機会にも恵まれるわけである。

実は明治後期から昭和初期への福井県下の自・小作農家比率の推移状況は、表-9にみるとおり、小作農で明治後期の28~30%が、大正・昭和初期に25~23%と漸減するのに対して、自小作農では明治後期の34~36%が、大正・昭和初期に38~39%となり、さらに自作農は、明治後期から大正期での33~36%が昭和初期には37~38%と漸増する。この点、表-10の全国状況と比較し

て、小作農の漸減が目立つだけに、自小作農・自作農の階層が逆に割と分厚くなり、とりわけ大正後期から昭和初期にかけての「中農標準化傾向」の顕著化することがはっきり認められる。

5. 「昭和恐慌」後の農村経済更生運動の性格

「昭和恐慌」激甚の6年における自・小作別の農家経済をみた場合、収支差引の「余剰」については、自作農よりもむしろ自小作・小作農の方がそれぞれ若干の「余剰」を出し、しかも自小作農が小作農より上回ることが判明する。

この点収入面では、特に「農外収入」の多寡、それに支出面では、「農業経営費」や「家計費」の切り詰め方が、全体の収支差引額を大きく左右するわけで、総じて小作上層を含め自小作農の経営耕作地1～2町の中層農を中心に、恐慌の衝撃に最も耐える底力を発揮したものといえる。¹⁴⁾

そこで7年から全国的に展開する「農山漁村経済更生運動」において、日本農村の地域類型のうえで、北陸3県を包摂する「中間型」地域が、他の「東北型」・「近畿型」両地域に比べて最も高揚するのは、割と自小作・自作の中層農が分厚い層をなして存在するのと深くかかわることが、近年来の研究史においても指摘されている。¹⁵⁾

表-11は、経済更生運動開始後5年目の昭和11年における指定町村の地域・県別の割合であるが、「東北型」の平均51.5%、「近畿型」の46.1%に比べて、「中間型」地域が平均60.8%と最も高率である。

さらに福井県の場合、昭和7年から13年までの7年間の指定町村数の割合が65.5%（注、

表-9 明治中期～昭和初期、自・小作農家比率の推移調(福井県)

年 代	自・小作の区分		
	自作農	小作農	自小作農
明治21年(1888)	34.1 [〰]	22.9 [〰]	43.0 [〰]
34年(1901)	34.4	25.7	39.9
36年(1903)	35.1	28.6	36.3
38年(1905)	35.3	28.9	35.8
40年(1907)	36.7	28.5	34.8
42年(1909)	33.8	30.5	35.7
44年(1911)	34.0	29.4	36.6
大正元年(1912)	36.0	25.2	38.8
6年(1917)	35.7	24.6	39.7
11年(1922)	36.2	25.2	38.6
昭和元年(1926)	40.0	25.3	34.7
4年(1929)	38.0	23.2	38.8
6年(1931)	37.3	23.4	39.3

注：明治期は『福井県統計書』〈農家人数〉、大正・昭和初期は『福井県農会史』〈農家戸数〉により作成〔明治21年は、『福井県農事調査書』(『明治中期産業運動資料』)による〕。

表-10 明治後期～昭和初期、自・小作農家比率の推移調(全国)

年 代	自・小作の区分		
	自作農	小作農	自小作農
明治42年(1909)	33.3 [〰]	27.7 [〰]	39.0 [〰]
44年(1911)	33.1	27.4	39.5
大正元年(1912)	33.0	27.3	39.7
6年(1917)	31.6	27.8	40.6
11年(1922)	31.1	28.1	40.8
昭和元年(1926)	31.2	27.1	41.7
4年(1929)	31.2	26.5	42.3
6年(1931)	31.2	26.5	42.3

注：『農事統計』により作成。

県下172市町村のうち指定町村数が104)で、石川県の56.5%、富山県の57.0%に比べ、北陸3県では最も高い比率をみせる。この点、福井県下の「昭和恐慌」を契機として、農業生産力の実質的担当者である自小作・自作の中層農を中心に農民諸階層が、「精農主義」に徹して、「自力更生」への懸命な取り組みをはかったことにはかならない。

そこで経済更生運動の初年度(昭和7年)に、坂井郡大石村¹⁶⁾などとともに指定された今立郡服間村〔注、水田反別203町7反・畑反別66町2反〕の動向に触れることにする。総戸数(640戸)の82%(525戸)が農家で、そのうち約4割の39%が自作、26%が自小作、35%が小作で、自作・自小作合わせた中層農が全体の6割以上の比重を占める。

実は同村長若泉孝治(同村経済更生委員長)が全村民に要請した依頼状〔昭和8年6月3日〕のなかで、「本村将来ノタメドウカ茲暫ラク隠忍自重シテ頂キ十年先ノ楽土富久満村建設ヲ目標ニ一大決心ヲ以テ拳村一政実行セラレ所期ノ目的達成ニ邁進サレンコトヲ伏テ冀フ次第デアリマス¹⁷⁾」と力説する。

同村の農家経済につき、指定当時の7年度の調査によると、村全体の収入総額295,614円に対し、支出総額317,305円、差引21,691円の支出超過で、農家1戸当たり収入461.90円、支出495.76円、差引33.97円の赤字計算となる。そのため、さきの若泉村長の「依頼状」のなかで、「就マシテハ更生委員会デハ此行詰ッタ本村ヲドノ方法デ更生セシムルカト言フコトヲ数回協議シテ頂イタ結果(後略)」との文章表現は、決して誇張したものでなかった。

このさい運動の基本を村内農民諸階層連帯による農家経営の質的改善におき、「経営内容の多角化」を大いに推し進める。特に畑作に力点を注ぎ、桑園・苧麻・果樹の改良増産、薬工品等の農産加工のほか林業での増収にも力こぶを入れる。

表-11 地域・県別経済更生指定町村の割合

地域	県名	指定町村	町村総数	割合
東 北 型	青森	130 ^{町村}	164 ^{町村}	79.3%
	岩手	131	236	55.5
	宮城	100	201	49.8
	秋田	94	237	39.7
	山形	105	225	46.7
	福島	202	404	50.0
	新潟	200	400	50.0
	合計	962	1,867	51.5
中 間 型	長野	363	383	94.8
	群馬	115	203	56.7
	岐阜	273	335	81.5
	埼玉	152	365	41.6
	富山	95	263	36.1
	石川	99	216	45.8
	福井	84	177	47.5
	合計	1,181	1,942	60.8
近 畿 型	京都	154	235	65.5
	大阪	70	230	30.4
	兵庫	114	415	27.5
	奈良	130	151	86.1
	和歌山	118	225	52.4
	岡山	162	381	42.5
	香川	86	172	50.0
	合計	834	1,809	46.1

注：1) 農林省経済更生部「農山漁村経済更生計画樹立町村名簿」(昭和7～11年度指定)(農業総合研究所蔵)により作成。
2) 町村総数は、昭和8年度とする。

その結果表-12にみるとおり、村内の総生産額において、昭和9年(1934)の指数を100とすれば、翌10年が162、翌11年で138、さらに14年(1939)には195と、昭和9年の倍近く¹⁸⁾の大幅増産となる。こうした拳村一政の経済更生運動により、11年末には特別助成村(注、35,000円の配当)に指定され、予期以上の実効を収める。

表-12 今立郡服間村総生産額推移調(昭和9～14年)

年 代	総 生 産 額	1 戸 当 り	1 人 当 り	戸 数	人 数
昭和9年 (1934)	327,542 (100)	494.04	112.63	663	2,908
10年 (1935)	532,445 (162)	803.09	183.10	663	2,908
11年 (1936)	438,227 (138)	700.09	156.63	625	2,798
12年 (1937)				632	2,824
13年 (1938)				623	2,762
14年 (1939)	639,494 (195)	1,029.78	232.04	621	2,756

注：1) 「服間村事務報告書」(『田今立郡粟田部村役場文書』(今立郡今立町立花篋図書館所蔵))により作成。

昭和12・13両年度の報告書は欠落。

2) 総生産額欄の()内は指数。

また昭和11年度に「漁業」の分野で指定された遠敷郡内外海村(現、小浜市)[注、田地反別124町、畑地反別111町、山林1,929町]の場合、全戸数(418戸)のうち農家が57%(238戸)、漁業28%(155戸)の割合をみせるが、特に漁業地区の色彩を帯びる田島・堅海・阿納尻では、それぞれ地区産業組合を中心に、漁業振興の強固な地域連帯のもとで、経済更生運動を推し進めるのが注目をひく¹⁹⁾。

そこでこれら県下指定村の経済更生運動開始の段階から大いに注目されるのは、自作・自小作＝中層農の主導で、強じんな活動体制が創出されたことである。つまりかれらが「昭和恐慌」の衝撃に辛うじて耐え抜いた確信にもとづき、いわゆる産業組合＝農事実行組合路線を基軸とする農家経営の改善・効率化、生産力の増強、さらには地域連帯の「農村の組織化」を強力に推し進める。

こうして村落内で自作・自小作＝中層農の階層がますます分厚くなることにより、旧来の「地主的土地所有」を基底とする所有階層的關係が経営階層的關係に本格的に推転する農村内部の構造の変革<地主制の一層の後退過程>²⁰⁾に着目せねばならない。この点、農村経済更生運動が「東北型」や「近畿型」に比べて一段と活発に展開した北陸諸県はじめ「中間型」地域における顕著な歴史的動向として把握されるが、それだけに1930年代後半の戦時体制下において、結果的には日本ファシズム体制の有力な社会的基盤を構築する一翼を担うこととなる。

そのさい、農村経済更生運動と日本ファシズムの形成を、無媒介に直結させることはできず、要は農民諸階層のうち特に自作・自小作農が、真剣な努力で「恐慌」を回避・克服し、農村経済

の改善・向上をはかる歴史過程で、さらにかれら自身の存立基盤の保持・強化のために、いわば「ナポレオンの観念」²¹⁾を媒介〈連結環〉として、ファシズム体制への編入を余儀なくされるという側面をぜひ重視したいのである。

6. 総 括

明治維新のいわゆる「プロシア型」と呼ばれる“上からの近代化”の歴史過程において、明治政権の土地改革＝地租改正が、日本農民を封建地代の規範から真に解放し得たものではなく、さらに地主的土地所有＝地主・小作関係の広汎な生成・展開をもたらすことになるが、この点は一応全国の諸地域に共通していた。

しかし、こうした“上からの近代化”路線のなかで、農民諸階層とりわけ自作・自小作農の具体的動向については、全国を一律に規定することはできず、三類型〔「東北型」・「中間型」・「近畿型」〕のそれぞれの地域性により、かなり相違することが判明する。

そこで福井県はじめ北陸諸県では、特に自作・自小作農を中心に、大正後期から昭和初期の「農業恐慌」を経過する過程で、「中農標準化傾向」を著しく顕在化させる。そして昭和7年から全国的に進められる「農村経済更生運動」においても、「自力更生」のきわめて活発な展開をみせたことは大いに注目し得る。このことは勢い「東北型」諸県に比べ、「真の近代化＝民主化」をばむ「地主的土地所有」の規範を弱体化させるが、しかし結果的には、日本ファシズムの社会的基盤を構築するうえで重要な役割を果たすわけである。

ところで従来の研究史において、長野・群馬・茨城など一部養蚕諸県の動向を中心に、いわゆる「中間型」に該当する地域の特質が論議されるが、やはり同じ類型に含まれる富山・石川・福井3県の地域的特質に実証的な照明を当てることにより、「北陸近代化」路線の歴史的 성격が一段と明確化するものと思われる。

註

- 1) 津田秀夫「幕末期における地域類型論について」(『歴史学研究』276 1963年)は、地域類型論の諸説を紹介するとともに各説の異同性を指摘するが、そのさい「日本の各地においては、同一時期には、同一の歴史的法則が貫徹しているとする見方」を批判し、「全国的にみて、各地域で歴史的变化は一様には進行しているものでなく、また進行の仕方についても種々の地域類型があることにわれわれは気付いてきた」(32ページ)と述べる。そして「日本全体の歴史的的位置に各地域類型を定置する必要がある」との地域類型の積極的研究の重要性を強調するが、たしかに今日の地域史研究の基軸的方向を提示するものとして注目をひく。
- 2) 山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」〔岩波講座『日本歴史』(12)〕は、養蚕業につき「農業生産力の一般的低水準のところ、自給の主穀生産の補足として成立したものである。この場合には、萌芽的利潤が存在しないために、その成立にあたっては領主の保護助成を必要とした」(361ページ)と規定するが、たしかに福井藩の場合も、藩の「民富論」的富国策の対象となることにより、本格的な展開をみせるものと考えたい。その富国策の具体内容は、拙著『公武合体論の研究—越前藩幕末維新史分析—』(御

- 茶の水書房、1979年)を参照。
- 3) 日本近代化路線が“下からd'en bas”の封建制の全面的・本格的な破棄の道＝「革命的な道、フランス型の道」に対する“上からvon oben”の改革による「妥協的な道、プロシヤ型の道」に位置づけられるという論点(高橋幸八郎編『日本近代化の研究(上)』(東京大学出版会、1972年)の高橋教授序文)は、すでに幕末の諸藩のそれぞれの藩政改革による一藩的絶対主義国家への推転過程のなかに検出し得るものと考えたい。
 - 4) 『明治前期産業発達史資料』第1集(2)[明治文献資料刊行会、1966年覆刻版]。敦賀県関係の「物産表」は、513～521ページに記載される。
 - 5) 古島敏雄『明治初期産業発展の一断面—「明治7年府県物産表」による検討—』(『土地制度史学』(9)1960年)および同『資本制生産の発達と地主制』(御茶の水書房、1963年)において、「物産表」による府県別、産業別の詳細な統計分析がなされている。
 - 6) 山口和雄『増補明治前期経済の分析』(東京大学出版会、1977年)の“第一章「明治7年府県物産表」の分析”参照。また末広要和『「物産表」からみた幕末・明治初年の福井県—近代史研究の基礎作業ノート(1)—』(『福井県立羽水高校研究集録』(1)1972年)は、「明治7年府県物産表」はじめ明治9・10年の「全国農産表」、明治11年から15年にいたる「農産表」、さらに『福井県統計書』等を用いて、明治初年代の全国的産業展開の概観をふまえ、福井県の産業構成・発展の動向を、主として郡市別に分析・検討した労作である。
 - 7) 日本地主制確立期の課題をめぐり、主として「明治20年代確立説」(安良城盛昭「地主制の展開」(岩波講座『日本歴史』近代(3)))と、「明治30年代確立説」(中村政則『近代日本地主制史研究』(東京大学出版会、1979年))が鋭て対立する。これは安良城教授の「地主的土地所有」それ自体に即して確立規定を行う視点と、中村教授の地主制を日本資本主義の不可欠の有機的一環として構造的に定置させる見解との相違点に基くものといえる。ただ問題は地域的に時期的なズレが明確にみられるため、全国一律に規定することはできず、したがって「中間型」地域の場合、先進的な「近畿型」とは遅れ、後進的な「東北型」とは早く、ほぼ30年代で確立するとみるべきである。
 - 8) 明治21年に全国的に「農事調査」が実施され、その結果は、府県別の『農事調査書』(『明治中期産業運動資料』)として刊行されたが、農業生産にかかわる基本的事項につき、諸統計が主として郡市別に行なわれるとともに、農村経済をめぐる諸事情についてのきわめて詳細な実態調査が記載されていて、大いに注目に値する。
 - 9) 神立春樹『明治期農村織物業の展開』(東京大学出版会、1974年)140～148ページ参照。
 - 10) 福井平野の農村部で、福井市に近い坂井郡下の春江・高椋・磯部・丸岡等諸村の機業地主は、いずれも所有地5町歩以下のものが大半で、今立郡下の機業地帯の粟田部・南中山・新横江・中河・北中山等の諸村にしても、坂井郡とはさらに規模の小さい地主層が、機業経営者の主流をなしていた。かれらは小作料収入から資金を調達し、小作人家族から労働力を確保することにより、機業経営に割と容易に取り組むことができたのである。このさい特に日本海地域の北陸近代化路線の歴史的な性格を見究め、また「中間型」地域の特質を解明するためにも、とりわけ福井・石川両県に特徴的な機業経営と地主制との緊密な構造的連関に、実証的な照明を当てる必要性が痛感され、今後の重要な地域的研究課題と思考される。
 - 11) 福井県下の小作争議では、大正9年(1920)の今立郡粟田部村争議を画期とし、さらにとりわけ12年からの争議では、農民組合の組織により、小作料の永久減免を求める本格的な争議が目立つ。特に南条郡北日野村矢船および丹生郡吉野村余田の両争議は、昭和初年にかけて著しく高揚したが、このさい小商品生産者の性格をもつ自作・小作上層を中核とする組合組織と、それを基底とする日農はじめ農民諸組織の協力態勢が創出される。まさしく「地主的土地所有」そのものに本格的な批判を加え、いわゆる「農民的土地改革」への展望をはらむ点で、大いに着目される。
 - 12) たとえば大飯郡青郷村(現、高浜町)小和田の畠中左近家につき、大正8年(1919)と13年(1924)の自作・小作米の取納状況をみると、自作米は13年が8年に比べ大幅に増加するが、小作米は逆に減少し、さらに自作・小作両米の合計額も減収となる。つまり自作米が13年(40俵2斗8升)が8年(24俵8升)の1.67倍と増加するのに対し、小作米は実収で、13年(107俵2升)が8年(150俵1升)の71%に減額する。そのため自作・小作両米の合計額で、13年(147俵3斗)は、8年(174俵9升)の85%にとどまることが

分り、地主経営の後過程を如実に物語る〔「大正8年11月12日、小作米及自作米収穫覚」・「大正13年4月、田畑助作覚」(福井県高浜町小和田、畠中左近家蔵)による〕。

- 13) 「大正13年3月、福井県小作慣行調査書」(『農政調査会文書』農林水産省農業総合研究所蔵)
- 14) 拙稿「昭和恐慌前後の農家経済の一考察」〔『福井工業大学研究紀要』(14)1984年〕参照。昭和初期において、福井県農会が農林省の委嘱を受けて、県下農村の農家経済の実態を継続的に毎年抽出調査している。それは大野郡富田村(現、大野市)・丹生郡吉野村(現、武生市)・遠敷郡今富村(現、小浜市)の各村で、それぞれ経営耕作地1町前後ならびに1～2町層の標準的な自作・自小作・小作の3農家を調査対象とするが、特に恐慌のピーク化する6年における自・小作別の農家経営面に視点をすえた場合、総じて「農家総収入」のうちの「農外収入」の多寡が、特に収支差引きの損益を大きく左右することが明白に認められる。このさいとりわけ、自小作農が自作や小作農に比べて「俵給・労賃収入」など「農外収入」の確保に懸命となるのが注目をひく。
- 15) 中村政則「更生運動の地域的特徴」(高橋幸八郎・永原慶二・大石嘉一郎編『日本近代史要説』東京大学出版会、1980年)は、経済更生運動につき、「東北型」諸県や「近畿型」諸県に比べ、「養蚕型」諸県が最も活発に展開したことを、「地域別更生指定町村の割合」から指摘し、「経済更生運動展開の地域的差異は地主制の地帯構造および農民層分解の進行程度に規定されていること、つまり自作・自小作層が分厚い層をなして存在している村ほど更生運動は活発に展開しており、その効果も大きい」(327ページ)と結論づけるのに着目したい。
 なお「昭和58年度土地制度史学会秋季学術大会」(10月23日於創価大学経済学部)における共通論題「1930年代における農業構造の変化と農村再編」(森武磨)で、3地域の諸県における更生運動展開の特徴が具体的に指摘され、特に「養蚕型」諸県が、〈米と繭の経済構造〉を転換するための農民的エネルギーを引き出し、農村再編の最も広汎に展開した地域としての評価がなされた。しかしこれまで愛知・長野・茨城等一部「養蚕型」諸県の実証的研究に限られており、今後さらに日本海地域とりわけ北陸諸県を含む「中間型」地域全般の具体的検討の必要性が痛感される。
- 16) 拙稿「昭和恐慌後の農村経済更生運動の一考察—福井県田坂井郡大石村の動向を中心に—」〔『日本海地域史研究』第6輯、日本海地域史研究会、1984年〕参照。
- 17) 「今立郡服間村農村経済更生計画基本調査成績」(第1輯)〔『田坂井郡大石村役場文書』福井県坂井郡春江町役場蔵〕。
- 18) 「服間村事務報告書」〔『田今立郡栗田部村役場文書』(福井県今立郡今立町立花岡図書館蔵)〕。
- 19) 「経済更生ニ関スル書類」〔『田遠敷郡内外海村役場文書』(小浜市内外海公民館蔵)〕。
- 20) 農村経済更生運動の研究史において、とかく“上から”の官僚支配による共同体秩序の再編・強化面が問題視されるが、いっぽう「経営の上昇拡大」を懸命に志向する中層農(自作・自小作農)の生産面をふまえた運動に照明を当て、この運動を通して「所有に対する経営の優位」が貫徹することを重視する必要がある。この分析視角は前掲「昭和58年度土地制度史学会秋季学術大会」の共通論題「1930年代における農業構造の変化と農村再編」のなかでも、討議が深められた。こうした中層農の注目すべき動向は、経済更生運動以前にさかのぼり、大正末期から昭和初期にかけて、すでに「中農標準化傾向」がみられ、さらに「昭和恐慌」のさいは、かれら自らの主体的かつ積極的な対応策により、そのすう勢が一段と顕在化の方向をたどることは、かれら個々の農家経済の実態分析や農民層分解の動向から判明するわけである。
- 21) 日本ファシズムの社会的基盤となる中層農(自作・自小作農)の意識には、ルイ・ナポレオンの著作『ナポレオンの観念』(1839年)の本質的基盤とされる小土地所有農民ときわめて相通するものがあるとの分析視角による。